

令和7年9月22日

内閣官房長官
林 芳正 殿

東京都知事
小池 百合子

外国人との秩序ある共生社会の推進に関する緊急要望

わが国で暮らす外国人（以下「在留外国人」という。）は、令和6年には過去最高の約377万人となり、そのうち約20%の約72万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は5%を超え、今後更なる増加も見込まれる。

都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在留外国人と日本人が共に地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。こうした中で近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅などにおける社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

については、一人ひとりが多様性を尊重しながら互いに支え合う、秩序ある共生社会の推進に向け、国が速やかに実効性のある措置を講じるよう、下記の事項について緊急要望を行う。

記

- 1 今後ますます在留外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。また、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒に対する教育の充実も不可欠である。

については、国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、地域日本語教育の体

制づくりや相談受入れ体制の整備等に関して、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

また、日本語指導が必要な児童・生徒が増加している状況を踏まえ、こうした子供が学校への入学後できるだけ速やかに学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。必要な教材を開発・作成すること。教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を国の責任において早期に実現すること。

- 2 多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在留外国人の生活に係る実態を十分に把握しておく必要があるが、国の既存の制度や政府統計等では困難な状況にある。

については、国の責任において在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みを構築するとともに、国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化を図ること。

- 3 在留外国人の一部には、わが国の税制や社会保障制度、生活習慣等を十分に理解していない者もみられ、住民税などの地方税や国民健康保険料、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や他の住民とのトラブルの一因となっている。

については、入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、これらの周知をより徹底すること。また、入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

- 4 在留外国人の中には、国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられるので、書面審査だけではなく面談等の回数を増やすなど実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況などを把握し判断材料とすること。

また、在留資格の基準自体がわが国の現状と一致していない可能性もあるので、現行の在留資格の基準がその趣旨・目的に合致しているかを検証した上で、必要な見直しを行うこと。

- 5 近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在留外国人等が公租

公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在留外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

在留外国人に対する国民健康保険料の前納制度の導入に当たっては、実務を担う区市町村の意見を斟酌した上で丁寧に制度設計を行うなど、地方自治体の負担に配慮すること。

あわせて、個人住民税においても、国民健康保険料の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。

また、不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。